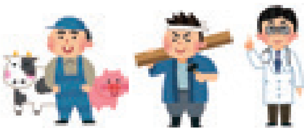

みんなで健康づくり
国民健康保険事業の安定と健全な運営につなげよう

国民健康保険特別会計は、医療費が年々増加傾向にあり高齢化も進展しているため、決して余裕のある運営状況ではありませんが、現在の社会状況などを踏まえ、税率は前年度と同じに据え置きました。市民の皆さんで健康づくりに心掛け、国民健康保険事業の安定と健全な運営につなげていきましょう。

■税率等

今年度の税率等は右表のとおりです。地方税法の改正により課税限度額をそれぞれ1～2万円引き上げることとなりましたが、それ以外は昨年度と同率・同額となりました。

国民健康保険税賦課額に占める応能割(所得割)と応益割(均等割・平等割)の割合は、昨年同様50：50としております。

平成27年度　国民健康保険税の税率等

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
所得割額	5.74%	3.39%	2.45%
均等割額(一人当たり)	22,000円	10,400円	11,100円
平等割額(世帯当たり)	17,500円	9,400円	6,400円
課税限度額	520,000円	160,000円	140,000円

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります。年齢ごとの納付内訳は次のとおりです。
40歳未満：医療分と後期高齢者支援金分の合計額
40歳～64歳：医療分と後期高齢者支援金分および介護納付金分の合計額
65歳～74歳：医療分と後期高齢者支援金分の合計額(介護保険料は別に納付します。)

歳　入

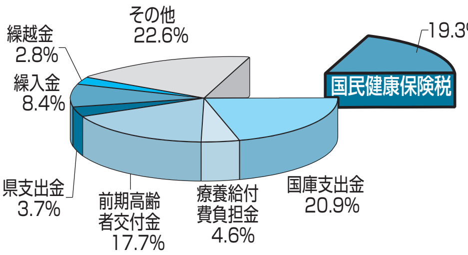

歳　出

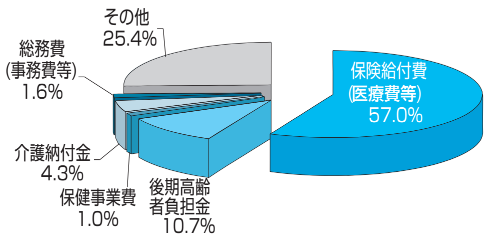

平成27年度　歳入歳出予算総額はそれぞれ73億5,958万６千円

■予　算

平成26年度の決算見込みを踏まえた今年度の予算内訳は、左のグラフのとおりです。歳出予算に占める保険給付費(医療費等)の割合は57％となり、国民健康保険税だけでは賄いきれず、国からのお金などを充てて運営していることが分かります。

■低所得者の税軽減措置の対象を拡充

国民健康保険税の５割軽減および２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。内容は下表のとおりです。

５割軽減対象世帯	変更前	330,000円+245,000円×(A+B)
	変更後	**330,000円+260,000円×(A+B)**
２割軽減対象世帯	変更前	330,000円+450,000円×(A+B)
	変更後	**330,000円+470,000円×(A+B)**

※A＝被保険者数,　B＝特定同一世帯所属者数
※「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳～74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

８月１日以降に医療機関を受診される場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年８月１日となっています。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証、印鑑をお持ちの上、交付申請をしてください。

限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後、高額な医療費が見込まれる方は、交付申請をしてください。限度額適用認定証を提示することで、入院、外来問わず医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられます。

◎問い合わせ…
・加入および各種制度
国保年金課国保年金係
☎(55)５１０６
・税額など
税務課市民税係
☎(55)５０８５
・納付方法など
税務課収納係
☎(55)５０８７

国民健康保険健康マイレージ事業を始めます

二本松市合併10周年を機に始めるこの事業は、自主的な健康づくりの実践や特定健康診査等の受診をすることでポイントを獲得し、一定のポイントに達した方に、記念品を贈呈するというものです。

この機会に、自主的な健康づくりにチャレンジしてみませんか。

対象者　19歳～74歳までの国民健康保険被保険者

参加方法　特定健康診査等の受診券に同封している「平成27年度二本松市国民健康保険健康マイレージ・チャレンジシート」に、日々の運動等を記録していただくだけです。

※事業の詳細については、チャレンジシートをご確認ください。

◎問い合わせ…国保年金課国保年金係☎(55)5106

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成27年度保険料額決定通知書を送付

平成27年６月20日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方へ、保険料額決定通知書を７月下旬に送付します。その後に75歳になられた方や住所を異動された方には、８月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

保険料の算定方法

保険料額は、平成26年中の所得等を基に算出した均等割額(41,700円)と所得割額(8.19%)の合計です。

保険料の軽減

所得の低い世帯の方…所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、所得割額が５割、均等割額が２割、５割、8.5割、９割軽減されます(平成27年４月から、均等割額の２割、５割軽減の対象者が判定所得の引き上げによって拡大されました)。

被扶養者であった方…後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が９割軽減されます。

保険料の納付方法

特別徴収…年金からの支払(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更できます。希望される方は、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

普通徴収…指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

※すでに国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

「被保険者証」の更新

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成27年７月31日です。新しい被保険者証を７月末日までに郵送します。８月１日からは新しい被保険者証(**オレンジ色**)をご使用ください。新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(１割または３割)をご確認ください。収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「１割」になります。

被保険者が１人の世帯の場合…被保険者の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳～74歳の方の合計収入額が520万円未満。

被保険者が２人以上いる世帯の場合…被保険者の合計収入額が520万円未満。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「限度額認定証」の有効期限も平成27年７月31日までとなっています。限度額認定証をお持ちの方で、８月以降も該当する方には、新しい限度額認定証を郵送しますので申請手続きは不要です。

「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の返却

有効期限が切れた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

還付金詐欺にご注意ください

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が発生しています。不審な電話や訪問者があった場合、口座番号等は絶対に教えず警察署に通報してください。

◎問い合わせ…国保年金課医療給付係☎(55)5107

保健のお知らせ

両親学級のご案内

おなかの赤ちゃんやお母さんの体調はいかがですか？安心して出産・育児が出来るよう下記のとおり教室を開催します。お気軽にご参加ください。

会　場　安達保健福祉センター　　**対象者**　市内にお住いの妊婦さんとパートナーの方

日程・内容

日　程		内　容	講　師
８月９日(日)	９：00～	受付・マタニティ体験	助産師 アロマセラピスト
	９：30～ 12：00	・母乳育児、生まれてきたばかりの赤ちゃんの話 ・アロマママッサージ	

託　児　無料　※事前に申し込みが必要です。

持ち物　・母子健康手帳　・アロマママッサージ参加の方は、材料費（１人500円）とバスタオルをご準備ください。

※託児希望される方は、オムツ、着替え、ミルクなどをお持ちください。

申込方法　８月６日(木)までに申し込みください。
参加者氏名、生年月日、住所、電話番号、出産予定日、託児希望の有無などをお知らせください。

◎問い合わせ・申し込み…健康増進課保健係☎(55)5110・Fax(23)1714

お口のお手入れ 学んでみませんか？

高血圧症、糖尿病、がんなどの生活習慣病とお口の健康の関連性が明らかになりつつあり「全身の健康」にも関係することが分かってきました。

自分に合ったお口のお手入れを学んでみませんか？

日　時　全４コース

①８月27日(木)
歯科検診・歯科医師講習
「生涯の健康とお口の健康の関係について」

②９月10日(木)
個別相談
自分にあったお口の手入れの方法を知りましょう

③10月３日(土)
食べたり、飲んだり、もう一度体験しましょう

④11月12日(木)
歯科検診・個別相談

時　間　午後１時～３時30分

場　所　安達保健福祉センター

申込締切　８月14日(金)

◎問い合わせ・申し込み…
健康増進課保健係
☎(55)５０９４

環境衛生のお知らせ

犬の飼い主の皆さまへ

犬の放し飼いとふんの後始末に対する苦情が多くなっています。

放し飼いにより、飼い犬が子どもや他の犬をかんだり、庭や畑などを荒らしたりすることがありますので、散歩中も含め犬は必ずつないで飼いましょう。また、犬の散歩の際にはビニール袋を持参するなどし、ふんは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

簡単なふんの後始末方法

ハチにご注意ください

夏から秋にかけてはハチが活発に活動します。

野山などでハチに刺されるケースも増えますが、ハチはむやみに人を刺すわけではありません。

次の点に注意しましょう

・ハチが近寄ってきてもあわてて手で払ったり駆け出したりしない。
・ハチの巣に気付いたらゆっくりその場を離れる。
・黒い服を避ける（ハチは黒色に反応します）野山に出かける際は白い服がオススメです。

防護服の貸し出し

市ではハチ駆除防護服の貸し出しをしています。左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…
生活環境課環境衛生係
☎(55)５１０３
または各支所地域振興課